

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【公開番号】特開2018-30342(P2018-30342A)

【公開日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-008

【出願番号】特願2016-165769(P2016-165769)

【国際特許分類】

B 4 1 M 5/52 (2006.01)

D 2 1 H 27/30 (2006.01)

D 2 1 H 19/72 (2006.01)

D 2 1 H 19/40 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/52 1 1 0

D 2 1 H 27/30 Z

D 2 1 H 19/72

D 2 1 H 19/40

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月19日(2019.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 8】

平板結晶構造を有する無機微細粒子は、昇華型捺染インク受容層中でインクバリヤー層を形成し、基材へのインクの浸透を抑制し、インク受容層中にインクを保持する役割を有する。平板結晶構造を有する無機微粒子としては、例えば、親水性を有する微粒クレー、二級クレー やデラミクレーが好適に用いられ、0.4~2.3 μm の範囲、好ましくは0.4~1.4 μm の範囲にメジアン径 d 5 0 を有し、アスペクト比が 5~30、好ましくは 8~20 の無機微粒子を用いることにより、CMC の連続被膜の形成を妨げずに無機微粒子によるインクバリヤー層を形成することができる。メジアン径が 0.4 μm 未満、アスペクト比が 5 未満の無機微粒子では、充分なインクバリヤー層を形成することができず、転写時にインクの裏抜けが生じやすくなる。メジアン径が 2.3 μm を超える無機微粒子では、インク受容層塗料中の微粒子の沈降が容易に発生し、塗料の流送性等のハンドリングが低下し、品質の安定を妨げる。アスペクト比が 30 を超える無機微粒子では、バリヤー性が高くなり過ぎてインク乾燥性を低下させる。